

3 判定業務状況

問題に直面している児童の福祉を守るために、児童及び児童をとりまく家族や学校の状況等を調査し、問題の総合的理解を図る必要がある。

児童心理司の業務は、主として、面接・観察・心理検査等を基に、心理学的観点から問題の理解を進め、適切な処遇・指導に結びつけることである。

(1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況(延件数)

(栃木県総計)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	963	1	1	2,372	1,663	45	138	4,524	1,945
保護者	699	1		13	39		8	2,892	698
その他	15			4				413	787
計	1,677	2	1	2,389	1,702	45	146	7,829	3,430

(中央児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	426	1	1	1,035	454	16	58	2,114	883
保護者	257	1		11	39		6	1,381	500
その他	4			4				145	290
計	687	2	1	1,050	493	16	64	3,640	1,673

(県南児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・指導観察	
児童	329			854	943	27	41	1,519	537
保護者	320			1			2	949	94
その他	8							105	260
計	657			855	943	27	43	2,573	891

(県北児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・指導観察	
児童	208			483	266	2	39	891	525
保護者	122			1				562	104
その他	3							163	237
計	333			484	266	2	39	1,616	866

医学診断指導は、児童の援助を行う上で重要であり、医師（小児科・精神科）による診察と必要に応じて医療機関に委託し実施した検査とに分けられる。

診察は、被虐待児のアセスメント診断、療育手帳の知的障害の診断、思春期の情緒的問題に関することが多い。

医学診断指導や心理診断指導における検査は、小児神経や言語に関するものである。

なお、中央児童相談所においては、一時保護所の児童に対する診察（健康診断）を医学診断指導に含んでいる。

また、心理診断指導については、一人の児童に対し複数の検査等を交え実施することがある。心理療法・カウンセリング等には、プレイセラピー、箱庭療法等が含まれる。

(2) 相談種別心理診断受付状況

心理診断の受付人数は、3,045人であった。個々のケースに応じ、知能検査や人格検査等を組み合わせて心理診断を実施した。相談種別では、療育手帳判定等の知的障害相談が2,414人と最も多く、次が児童虐待相談で250人であった。

(単位：人)

		中 央	県 南	県 北	計
養護	児 童 虐 待	93	90	67	250
	そ の 他	57	24	25	106
保 健					
障 害	肢 体 不 自 由			1	1
	視 聴 覚 障 害				
	言 語 発 達 障 害		1		1
	重 症 心 身 障 害		4		4
	知 的 障 害	1,077	904	433	2,414
	発 達 障 害	24	4		28
非 行	ぐ 犯 行 為 等	29	15	8	52
	触 法 行 為 等	15	7	5	27
育 成	性 格 行 動	47	27	18	92
	不 登 校	1		1	2
	適 性	15	6	3	24
	し つ け	1			1
そ の 他		21	1	21	43
計		1,380	1,083	582	3,045

(3) 通所指導

ア 個別通所指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
287	1,268	122	642	110	564	519	2,474

うち不登校による通所指導

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
118	510	75	430	47	252	240	1,192

うち非行の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
32	149	10	37	7	45	49	231

イ グループ指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
6	47			9	55	15	102

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
6	47			8	54	14	101

(4) 判定書・証明書等交付状況

(単位：件)

区 分	診 断 書	判 定 意 見 書	証 明 書	そ の 他	計
中央児童相談所	225	105	112	355	797
県南児童相談所	168	43	66	24	301
県北児童相談所	83	13	10	174	280
合 計	476	161	188	553	1,378

(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況

(単位：件)

児童相談所	精密検査・事後指導等実施件数
中央児童相談所	2
県南児童相談所	5
合 計	7

(6) 療育手帳取扱状況

令和5(2023)年度の療育手帳交付に伴う判定診断は、2,519件、そのうち最重度（A1）256件（10.2%）、重度（A2）394件（15.6%）、中等度（B1）552件（21.9%）、軽度（B2）1,191件（47.3%）であり、うち1,786件が再判定による診断である。

療育手帳は、原則的に2年ごとに判定を実施し、家庭での療育等の指導を中心に行っている。

児童相談所別市町別療育手帳取扱状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
				再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)
中央児童相談所	市	宇都宮市	88	81	96	89	148	113	341	233	33	10	706	516
		鹿沼市	9	8	16	15	21	15	55	36	12	4	113	74
		日光市	9	9	17	16	16	11	51	35	4	2	97	71
		真岡市	11	9	19	18	33	29	56	37	11	5	130	93
	河内郡	上三川町	3	2	6	5	13	11	16	12	1	1	39	30
		益子町	2	2	1	1	5	5	7	5			15	13
		茂木町			4	3	2	1	9	4			15	8
		市貝町			2	2	2	1	2	1	2		8	4
		芳賀町	1	1	2	2	6	6	5	3	1		15	12
	管外			1		1	1	2	1			4	2	
		計	123	112	164	151	247	193	544	367	64	22	1,142	823

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
				再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)
県南児童相談所	市	足利市	24	23	28	27	41	32	44	34	4		141	116
		栃木市	25	23	32	29	47	35	72	35	8		184	122
		佐野市	11	11	35	29	40	34	60	32	1		147	106
		小山市	25	24	33	31	41	26	159	93	10		268	174
		下野市	10	10	13	11	23	20	30	19	7		83	60
	下都賀郡	壬生町			6	6	7	6	30	17	1		44	29
		野木町	3	3	4	4	7	5	14	6			28	18
	管外			2	2			7	5				9	7
	計		98	94	153	139	206	158	416	241	31		904	632

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
				再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)
県北児童相談所	市	大田原市	8	8	15	15	25	19	43	27	3		94	69
		矢板市	2	1	5	5	8	7	15	12	1		31	25
		那須塩原市	12	11	26	23	35	23	80	53	13	3	166	113
		さくら市	5	5	9	8	12	8	26	14	6		58	35
		那須烏山市	4	4	7	7	6	5	24	17	2		43	33
	塩谷郡	塩谷町	1	1			2	2	8	3	2	1	13	7
		高根沢町	1	1	8	7	5	3	10	9	1		25	20
	那須郡	那須町	1		5	4	3	3	9	5	2	1	20	13
		那珂川町	1	1	1	1	2	1	15	11	1		20	14
	管外				1	1	1	1	1				3	2
計		35	32	77	71	99	72	231	151	31	5	473	331	

栃木県総計	256	238	394	361	552	423	1,191	759	126	27	2,519	1,786
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	----	-------	-------

(7) 家族支援事業の実施状況

ア 外部委託

虐待をした保護者は、保護者自身に被虐待歴やDVなど被害体験を受けた者が少なくなく、それがこどもとの関わりにおいて虐待という事象として現れる場合がある。

そこで、虐待の再発を防ぎ、親子の適切な関係構築を目指すためには、保護者の認識や行動の変容が必要であることから、虐待をした保護者に対する治療的・教育的プログラムとして、平成 24（2012）年度から外部機関への委託により次の家族支援事業を実施している。

(ア) MY TREE ペアレンツ・プログラム

- ◆内容 全 13 回のグループワークにおいて、保護者自身が本来持っていたセルフケアと問題解決力を回復し、虐待行動の終止を図る
- ◆委託先 特定非営利活動法人 だいじょうぶ
- ◆実施期間 9 月 15 日～12 月 15 日
- ◆実施場所 パルティとちぎ男女共同参画センター（宇都宮市）

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	0 人				
県南児童相談所	0 人				
県北児童相談所	0 人				
児相以外からの紹介	5（0）人				
計	5（0）人				

() はうち男性グループ参加者数

(イ) 保護者等カウンセリング

- ◆内容 保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤ったこどもとの関わり方の修正を図るため、保護者に対する個別カウンセリングを行う
- ◆委託先 作新学院大学
- ◆委託期間 4 月 1 日～3 月 31 日
- ◆実施場所 作新こころの相談クリニック（作新学院大学内）
- ◆その他 カウンセリングは一人あたり 20 回を上限とする

※上段（ ）内はカウンセリング実施回数

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	(11 回) 2 人	(11 回) 2 人			
県南児童相談所	(2 回) 2 人	(2 回) 2 人			
県北児童相談所	(0 回) 0 人				
計	(13 回) 4 人	(13 回) 4 人			

イ 家族支援研修

近年、児童虐待対応件数の増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童及び保護者の心理や環境等に配慮した専門的知識・技術に基づく的確・迅速な対応が必要とされている。こうした状況を踏まえ、平成 29(2017)年度に要領を定め、児童相談業務に対応する職員の資質向上を目的として、児童虐待の再発防止や家族再統合を内容とした研修を実施している。

(ア) 家族支援基礎研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
7月13日	サインズ・オブ・セーフティアプローチの基礎	立正大学 社会福祉学部 鈴木 浩之准教授	

(イ) 家族支援応用研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
10月11日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の実践① ～介入・アセスメント編～	中央児童相談所職員	
11月8日	解決志向アプローチの実践	原宿カウンセリングセンター 田中 ひな子 氏	市町児童相談業務担当職員研修会と合同
2月2日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の実践② ～セーフティプラン編～	中央児童相談所職員	

(8) 被虐待児フォローアップ事業

虐待による心の傷や家族からの分離による不安を抱える施設入所児に対するグループワークや施設職員に対する研修を行った。

ア 入所児童に対するグループワーク

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
中央児童相談所	10回	6名	ゲームや遊びによる、リラクゼーション及び自己表現力向上等のためのグループワークを行った。
県北児童相談所	8回	7名	ゲームや遊び、製作などの活動を通して自己表現や他者との交流を楽しんだ。

イ 施設職員に対するコンサルテーション

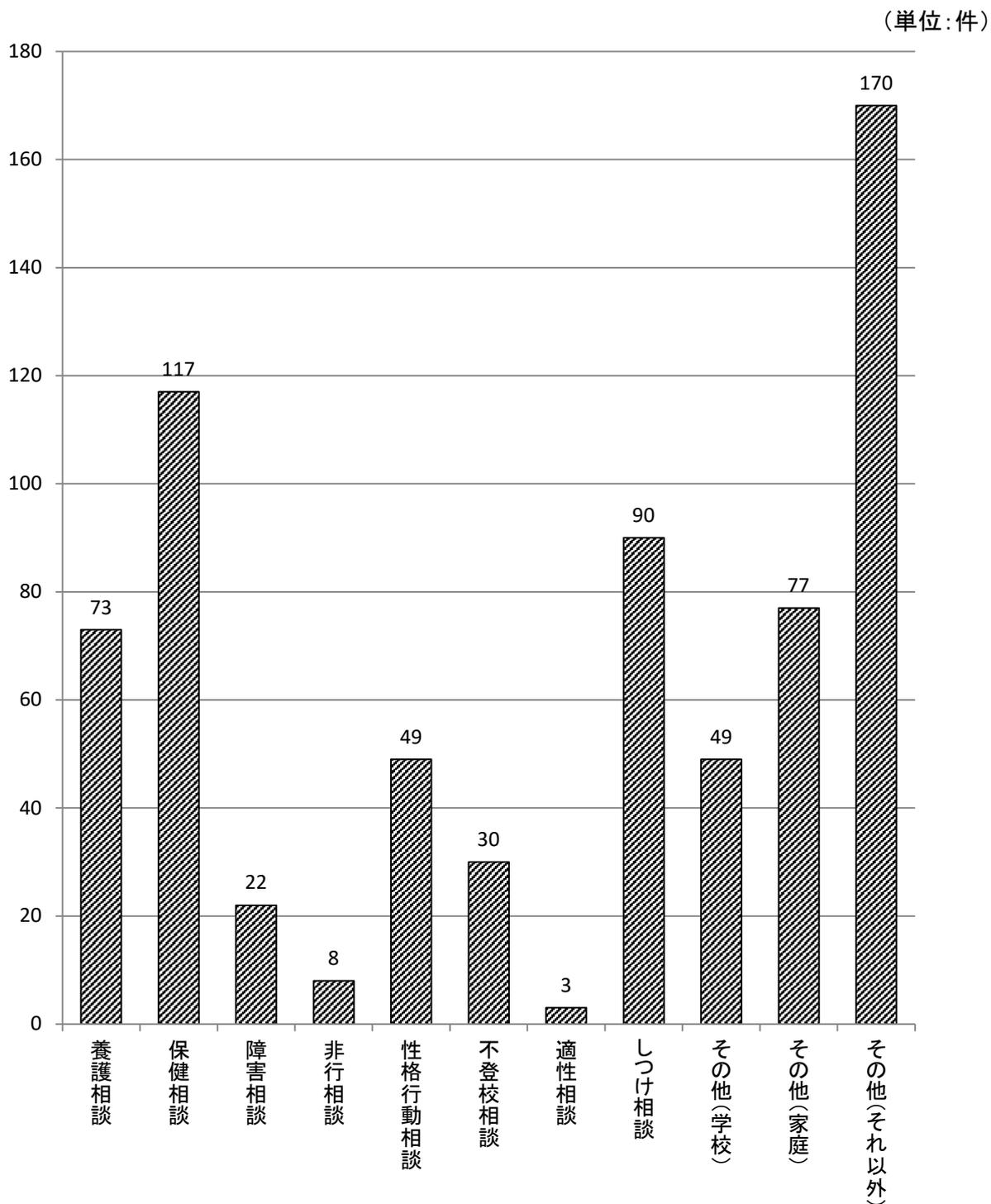
児童相談所	実施回数	対象者	内 容
県南児童相談所	2回 (3施設)	33名	被虐待児の様々な行動や症状に対応できるよう児童養護施設等の職員を対象に事例検討（コンサルテーション）を実施した。

4 電話相談

(1) 電話相談種別受付状況

令和5(2023)年度に電話で受けた相談件数は688件である。電話で受ける相談で子どもについての心配や悩みごとのある方又は子ども本人の身近な相談相手として、「テレホン児童相談」を実施している。

相談の傾向を見ると、保健相談、しつけ相談、養護相談の順となった(その他を除く)。相談時間は、午前9時から午後8時まで、365日受付している。



(2) 電話相談種別年齢区分別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

種類	細分類	相談対象児童の年齢区分																		合計		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18以上	
養護	養育困難		1	1		1	3	1	1		2			1								11
	養育環境			2	1	1	1	3	2		1			1	5	1	1	1				20
	その他		2	2	1			7		2	1				25		1	1				42
保健	病気・予防接種		1					1						2	1		1					6
	身体発達		1																			1
	性の問題										1					1	1					3
	その他		1		1		2			5		1		2	9	2	3					107
障害	肢体不自由																					
	視聴覚障害					2																2
	言語発達障害																					
	重症心身障害																					
	知的障害																					
	発達障害		3	6		2	4		1	3			1									20
	その他																					
非行	盗み・金品持出											2	2	1	1					1		7
	不良交友																					
	家出・徘徊																					
	その他										1											1
育成	落ち着きなし										1				1							2
	乱暴									1	1			1	1						1	5
	虚言										1		1									2
	反抗									2	4			2				1				9
	無気力・消極的													1								1
	習癖						1										1					2
	その他							1	1	7	1	5	11	2								28
成	不登校							1	1	4	9	3	3	3	5		1					30
	適性									1					1		1					3
	育児・しつけ	5	5	10	14	17	20	7	4		1	7										90
その他	学校・先生			1	3		2		2	1	11	8		1	14	2						45
	いじめ										1				3							4
	家族・家庭			4	6	1	7	5	2	2	6	19		2	15			1	2	5		77
	地域社会	2		1	1		2	1		1		2			10				1	1		22
	恋愛・交友									2							1					3
	その他			1		2						1		1	2	1	7	1	2	12	7	
合計		7	14	28	27	26	42	25	14	17	30	67	7	19	187	17	14	6	7	134		688

(3) 電話相談者別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

相談者区分		相談対象児童の年齢区分							
		0歳	1～3歳	4～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
こども本人	男				4	4	73	81	
	女					2	64	66	
家族・ 親戚	父	男		7	2	5	4	2	20
		女		1	2	1	4		8
	母	男	7	28	37	104	18	2	196
		女		30	49	35	182	5	301
	祖父母	男		2	2	1			5
		女							
	兄弟	男							
		女							
	その他の 親戚	男		1		1			2
		女					2		2
	知人・近隣	男					1		1
		女			1	2		1	4
教育関係者	男				1			1	
	女								
医療機関	男								
	女								
その他	男					1			
	女								
計	男	7	38	41	116	28	77	307	
	女		31	52	38	190	70	381	
合計		7	69	93	154	218	147	688	

5 里親登録と委託児童の状況

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じ、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことは、こどもの健全な育成を図る上で極めて重要である。

しかし、日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。このため本県では、社会的養護を必要とするこどもたちを、より家庭的な環境で養育していくことを推進する「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、新規里親の開拓とともに、里親への委託推進に取り組んでいる。

(1) 里親委託の推移(栃木県総計)

(各年度4月1日現在)

(単位：世帯)

(単位：人)

年 度	里親登録数	児童委託里親数	委託児童数
平16 (2004)	177	38	43
平17 (2005)	178	36	40
平18 (2006)	184	45	50
平19 (2007)	185	47	52
平20 (2008)	183	58	75
平21 (2009)	191	74	90
平22 (2010)	176	75	93
平23 (2011)	191	78	91
平24 (2012)	225	84	103
平25 (2013)	243	86	106
平26 (2014)	240	91	112
平27 (2015)	247	91	109
平28 (2016)	256	85	103
平29 (2017)	265	80	96
平30 (2018)	260	80	92
令元 (2019)	272	87	93
令2 (2020)	280	89	96
令3 (2021)	299	91	97
令4 (2022)	335	93	100
令5 (2023)	366	99	114
令6 (2024)	369	116	128

(2) 管轄児童相談所別里親委託状況

令和6(2024)年4月1日現在
 (単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
中央 児童 相談 所	市	宇都宮市	112	4	4	75	30	16	19	35
		鹿沼市	14			11	4	5		5
		日光市	14	2		5	3	2	2	4
		真岡市	9			5	2	1	1	2
	河内郡	上三川町	5			3	2	1	1	2
	芳賀郡	益子町	10			6	3	4	1	5
		茂木町								
		市貝町								
		芳賀町	4			2	3	2	1	3
		管外	1		1		2	1	1	2
計			169	6	5	107	49	32	26	58
県南 児童 相談 所	市	足利市	21	1		8	7	9		9
		栃木市	27			11	9	6	3	9
		佐野市	16	1		11	2	2		2
		小山市	26			18	9	6	3	9
		下野市	5			3				
	下都賀郡	壬生町	6			3				
		野木町	7			2	2	2	1	3
		管外					1	1		1
計			108	2		56	30	26	7	33

(単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託数 里親数	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
			県北児童相談所	大田原市	15			5	5	5
	矢板市	10	1		3	3	1	2	3	
	那須塩原市	34	1	1	20	16	5	11	16	
	さくら市	11	4	1	4	5	2	3	5	
	那須烏山市	5			1	3	1	2	3	
	塩谷郡	塩谷町	1			1				
		高根沢町	5			3				
	那須郡	那須町	5				1		1	
		那珂川町	2							
	管外		4			1	4	2	2	4
計			92	6	2	38	37	16	21	37
合計			369	14	7	201	116	74	54	128

(注)

- ・里親登録数については、各児童相談所で登録されている里親数で、「管外」については、転居等により、登録された児童相談所の管轄市町外（県外含む）に住所がある里親数
- ・児童委託里親数については、各児童相談所が児童を委託している里親数で、「管外」については、その児童相談所の児童委託里親であるが、管轄内に住所がない里親数（他県で登録されている里親を含む。）

(3) 市町別里親委託状況

令和6(2024)年4月1日現在
(単位：世帯) (単位：人)

市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
		専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
市	宇都宮市	113	4	4	75	31	16	20	36
	鹿沼市	14			11	4	5		5
	日光市	14	2		5	3	2	2	4
	真岡市	9			5	2	1	1	2
	足利市	21	1		8	7	9		9
	栃木市	27			11	9	6	3	9
	佐野市	16	1		11	2	2		2
	小山市	26			18	9	6	3	9
	下野市	5			3				
	大田原市	15			5	5	5		5
	矢板市	10	1		3	3	1	2	3
	那須塩原市	34	1	1	20	17	6	11	17
	さくら市	11	4	1	4	5	2	3	5
	那須烏山市	5			1	3	1	2	3
河内郡	上三川町	5			3	2	1	1	2
芳賀郡	益子町	10			6	3	4	1	5
	茂木町								
	市貝町								
	芳賀町	4			2	3	2	1	3
下都賀郡	壬生町	6			3	1	1		1
	野木町	7			2	2	2	1	3
塩谷郡	塩谷町	1			1				
	高根沢町	5			3				
那須郡	那須町	5				1		1	1
	那珂川町	2							
県外		4		1	1	4	2	2	4
合計		369	14	7	201	116	74	54	128

(注) 里親の住所がある市町別に分けた里親登録数及び児童委託里親数

6 児童福祉施設等入退所状況

(1) 児童福祉施設等入退所状況(栃木県総計)

(単位：件)

種 入退所別	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (知的障害)	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (盲ろうあ)	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (肢体不自由)	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (重心身)	児 童 心 理 治 療 施 設 (入所)	児 童 心 理 治 療 施 設 (通所)	児 童 自 立 支 援 施 設	里 親	フ ア ミ リ ー ホ ー ム	自 立 援 助 ホ ー ム	計	
	令元 (2019)	措置入所	46	69	8		3	3	4		12	29	3	19
契約入所				1		2	2							5
退 所		46	79	10		1		3		10	28	4	17	198
契約退所				2	1	1	4							8
令2 (2020)	措置入所	47	48	8				4		11	29	17	8	172
	契約入所			3			3							6
	退 所	36	72	5		1		5		14	36	6	11	186
	契約退所			2			7							9
令3 (2021)	措置入所	39	49	7				5		9	17	3	10	139
	契約入所			3		1	4							8
	退 所	33	46	12		1	1	10		11	22	5	10	151
	契約退所			3		1	5							9
令4 (2022)	措置入所	53	76	9		4	4	6		22	38	4	17	233
	契約入所					3	7							10
	退 所	54	78	8		2		7		17	22	6	20	214
	契約退所			1		2	5							8
令5 (2023)	措置入所	36	62	12		3	1	8		14	43	3	22	204
	契約入所			1		1	4							6
	退 所	37	63	13		2	2	6		13	29	4	13	182
	契約退所			1		3	5							9

※ 医療型障害児入所施設(重心身)には指定医療機関を含む。

※ 措置変更を含む

(2) 児童福祉施設等入所状況

令和6(2024)年4月1日現在

(単位：人)

種 別	施 設 名	定 員	入 所 暫定定員 児童数	入所率(%)	児 童 相 談 所 別 入 所 児 童 数				
					中 央 県	南 県	北 県	県 外	
乳 児 院	宇 都 宮 乳 児 院	80	65	31	47.7	22	4	5	
	す み れ 乳 児 院	20		11	55.0		11		
	乳 児 院 「 夢 」	9		5	55.6		5		
	計	109		47		22	20	5	
児 童 養 護 施 設	下 野 三 楽 園	40		33	82.5	16	12	5	
	き ず な	52		49	94.2	35	10	4	
	あ か つ き 寮	28		20	71.4	14	6		
	明 和 園	40		30	75.0	13	10	7	
	泗 水 学 園	50		40	80.0	7	30	3	
	養 徳 園	46		39	84.8	12	4	23	
	桔 梗 寮	40		33	82.5	15	8	10	
	氏 家 養 護 園	40		35	87.5	21		14	
	イースターヴィレッジ	49		44	89.8	9	33	2	
	ネバールランド	40		37	92.5	16	18	3	
アリスとテレス	35		33	94.3	7	26			
計	460		393		165	157	71		
福祉型障害 児入所施設 (知的障害)	大 和 久 学 園	20		18	90.0	6	10	2	
	た か は ら 学 園	15		13	86.7	4	3	5	1
	国 分 寺 学 園	20		15	75.0	5	9	1	
	桜 ふ れ あ い の 郷	15		10	66.7	5	2	3	
	上 の 原 学 園			4			4		
	白 山 学 園			1			1		
筑 峯 学 園			1			1			
計	70		62		20	30	11	1	
福祉型障害 児入所施設 (盲ろうあ)	横 浜 訓 盲 院			1			1		
	計			1			1		
医療型障害児 入所施設 (肢体不自由)	とちぎリハセンターこども療育センター	30		19	63.3	7	8	3	1
	両毛整肢療護園								
計	30		19		7	8	3	1	
医療型障害 児入所施設 (重心身)	国立病院機構宇都宮病院	100		17	17.0	13	3		1
	星風会病院星風院	60		4	6.7	1	1		2
	あしかがの森足利病院(契約・措置)	160		16	10.0		7		9
	あしかがの森足利病院(短期入所)	8							
	な す 療 育 園	50		13	26.0	5	1	6	1
計	378		50		19	12	6	13	
児 童 心 理 治 療 施 設	那須こどもの家(入所)	35	27	20	74.1	2	4	3	11
	那須こどもの家(通所)	10	1						
	計	45		20		2	4	3	11
児 童 自 立 支 援 施 設	栃木県那須学園	60	23	10	43.5	3	5	2	
	きぬ川学院								
	武蔵野学院								
計	60		10		3	5	2		
里 ファミリー ホーム	親 委 託			128		58	33	37	
	は な の 家	6		5	83.3	4	1		
	こ こ ろ の 家	6		5	83.3	5			
	陽 だ ま り の 家	5		2	40.0		2		
計	17		12		9	3			
自 立 援 助 ホ ー ム	星 の 家	8		4	50.0	1	1	2	
	マ ル コ の 家	6		4	66.7		3	1	
	虹	6		4	66.7	3	1		
	し も つ け 響	6		4	66.7	2	1	1	
	大 樹	6		2	33.3	2			
	さ く ら の 家	6		5	83.3	1	4		
	に こ っ と	6		5	83.3	1		4	
	1 P P O	5		1	20.0			1	
	清 周 寮			1			1		
計	54		32		11	11	10		
合 計			774		316	284	148	26	

7 その他の業務

(1) 施設巡回相談

措置中の児童に関する相談、施設の現状把握、施設職員との意思疎通を目的として、各児童相談所ごとに、所長、児童福祉司、児童心理司、相談員等が施設を訪問した。

令和5(2023)年度は、中央児童相談所が23施設(うち、書面開催4施設)、県南児童相談所が23施設(うち、書面開催5施設)、県北児童相談所が14施設(うち、書面開催1施設)で巡回相談を行った。

(2) 施設処遇援助事業

施設での児童処遇の向上を目的として、施設と児相とが共同して行う事業である。

令和5(2023)年度は、施設内性問題への対策を強化する内容とし、「性教育担当者養成研修」等を次のとおり実施した。

施設名	回数	月日	内 容	協力専門家	担当児相
合同研修	1回	8月7日 合同研修 (オンライン)	①発達障害・愛着・トラウマと子どもの問題行動への理解と対応 ②児童養護施設と学校との連携 ③里親制度について、里親と学校との連携	①中央児童相談所判定指導課 岩井 幸祐 所長補佐 ②栃木県養護施設等連絡協議会 会長 福田 雅章 氏 ③ファミリーホームはなの家 石川 浩子 氏	中央
性教育担当者養成研修	2回	12月21日 (会場) 2月1日 (会場)	①実践報告 ②グループワーク ①『児童福祉施設における性教育』事故対策から権利保障への転換 ②グループワーク	児童養護施設 きずな 深谷 隼 氏 児童養護施設 下野三楽園 根建 可奈子 氏 児童養護施設 アリスとテレス 平野 夢果 氏 児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央 県南 県北
下野三楽園	1回	3月1日 (オンライン)	発達にかたよりのある児童への対応に苦慮する職員に対するバーンアウト予防～職員連携や職員自身のメンタルヘルスケアの観点から～	岐阜大学教育学部 准教授 松本 拓真 氏	中央
きずな 氏家養護園	1回	3月4日 (オンライン)	アタッチメントの理解と支援	国立大学法人愛知教育大学心理コース 准教授 樋口 亜瑞佐 氏	中央
ネバーランド あかつき寮 泗水学園	1回	10月24日 (オンライン)	愛着障害と発達障害の理解と対応	国立大学法人和歌山大学教育学部 教授 米澤 好史 氏	中央 県南
アリスとテレス	1回	7月27日	児童養護施設と地域・学校との関係～指導事例を通じたチーム支援のあり方～	宇都宮LDサポートセンター スーパーバイザー 原田 浩司 氏	県南
イースターヴィレッジ	1回	11月16日	児童養護施設におけるチームワーク	社会福祉法人エス・オー・エス こどもの村 統括主任 佐々木 玄 氏	県南
桔梗寮	1回	12月8日 (オンライン)	児童養護施設におけるトラウマインフォームドケア	兵庫県こころのケアセンター 酒井 佐枝子 氏	県北
明和園	1回	2月15日 (オンライン)	対応の難しいこども～アセスメントに基づいてチームで支える～	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	県北
養徳園	1回	2月19日 (オンライン)	愛着へのアプローチについて～不登校事例から学ぶ～	国立大学法人 愛知県教育大学 樋口 亜瑞佐 氏	県北

(3) 関係機関との連携

児童福祉事業の実効を高めるためには、関係機関、団体、さらには地域資源との連携が必要である。そのため、保育、教育、警察、保健福祉、司法等様々な関係機関の会議等に積極的に参加するとともに、講師、コンサルタントとして技術的援助を行うなど、地域とのネットワークづくりに努めた。

また、福祉系大学等からの実習生や、施設見学者等を受け入れているが、令和5(2023)年度の実績については次のとおりである。

ア 社会福祉援助技術現場実習生等の受入れ

児童相談所においては、社会福祉事業従事者を養成する学校等からの依頼により、実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に資することとしている。

児童相談所で受け入れている実習とは、主に福祉系大学等における臨床心理実習及び保育実習のことをさしている。

令和5(2023)年度は、各児相あわせて、6大学61名の実習生を受け入れた。

受入機関	依頼機関(学校等)	人数	期間
中央児童相談所	4大学	52名(男18名、女34名)	おおむね5月 ～10月末まで の期間において 実施している。
県南児童相談所	1大学	4名(男0名、女4名)	
県北児童相談所	1大学	5名(男1名、女4名)	
計	6大学	61名(男29名、女42名)	

イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ

児童相談所においては、業務各関係機関との相互理解の促進、虐待防止にかかる取組の啓発に資することを始め、広く一般に業務の理解を図る事を目的として、各関係機関・団体から施設見学・業務説明等の依頼を受け、対応している。

令和5(2023)年度は、司法修習生や内地留学教員、臨床医合わせて22名の見学研修者を受け入れた。

(4) 市町支援事業

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正により、平成17(2005)年4月1日から市町村が虐待通告の受理機関に加えられるとともに、児童に関する第一義的な相談支援機関として位置づけられたところである。このため、市町における児童相談業務への円滑な対応を期すべく、必要な援助を実施した。

令和5(2023)年度の実施状況は次のとおりである。

内容	回数		
	中央	県南	県北
1 要保護児童対策地域協議会に対する支援			
(1) 代表者会議・実務者会議への参加	41回	36回	97回
(2) 定例会・個別ケース検討会議への参加	128回	150回	128回
2 研修会等の開催、講師の派遣			
(1) 児童相談所が主催する担当者会議、研修会等の開催	23回	3回	13回
(2) 市町が開催する研修会への講師・助言者の派遣	2回	5回	3回
3 その他個別ケースに関する技術指導・助言指導	随時	随時	随時

(5) 協力体制整備事業

児童相談所が地域において児童虐待防止等に関する活動を行うため、主任児童委員等に対して専門研修を実施している。

担当児相	実施日	場 所	研修テーマ	講 師	参加者
中央	12月13日	パルティ男女共同 参画センター	子ども虐待問題を抱える家庭 への地域支援について	特定非営利活動法人だい じょうぶ 理事長 畠山 由美 氏	関係者 133名
県南	3月1日	とちぎ岩下の新生姜 ホール (栃木文化会館)	子どもも家庭も笑顔になれる 地域づくり	一般財団法人栃木県老人ク ラブ連合会 常務理事兼事務局長 薄井 益美 氏	関係者 84名
県北	2月28日	栃木県庁那須庁舎	「ヤングケアラーへの支援 について」 「ヤングケアラーと関わる ときに、どのようなことに 心がけて関わるか」	栃木県こども政策課 児童 家庭支援・虐待対策担当 係長 三村友宏 氏 国際医療福祉大学 医療福 祉・マネジメント学科 准教授 大石 剛史 氏	関係者 57名

(6) 虐待ホットライン整備事業

児童虐待は、こどもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として親の虐待によって尊い命が奪われるといった痛ましい事件も発生しており、早期発見・早期対応を図るための体制の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、栃木県では、平成15(2003)年4月1日から「児童虐待緊急ダイヤル」を設置し、夜間・休日など児童相談所の閉庁時間において、365日児童虐待に関する緊急通告を受け付けている。

*【時間帯別受信件数】

(単位：件)

区分 受信時間	無言・いたずら					虐待通告以外の相談					関係機関からの事務連絡					虐待通告					【その他】 一般市民から児相への取次 成人の相談(18歳以上) 他機関への照会					合計
	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	
17:15~18:00				16	16	3	11	2		16	3	1			4	12	7			19						55
18:00~19:00				20	20	11	10	6	1	28	7	2	1		10	7	8	10		25						83
19:00~20:00				15	15	15	10	9		34	6	1	4		11	10	10	3		23						83
20:00~21:00				7	7	18	9	8	1	36	5	3	2		10	21	10			31						84
21:00~22:00				6	6	16	11	5	1	33	6	5			11	8	5	1		14						64
22:00~23:00				6	6	9	9	4		22	10	3	2		15	7	2	4		13						56
23:00~24:00				10	10	9	4	5		18	2	1	1		4	5	7	1		13						45
0:00~1:00				2	2	7	1	1		9	9	2	1		12	2	2			4						27
1:00~2:00				2	2	4	1	2		7	2	1	2		5	1	2	1		4						18
2:00~3:00						6	2			8	4	1			5	3	2			5						18
3:00~4:00						3	2	1		6	1	3			4	1		1	1	3						13
4:00~5:00				4	4		1			1	2	2	1		5		1			1						11
5:00~6:00				2	2	1				1							1			1						4
6:00~7:00				4	4	2	3	1		6						1			1	2						12
7:00~8:30				12	12	7	13	2		22	8	3	1		12	8	7	2		17						63
8:30~9:00				1	1	3	3	2		8	1	1	2		4	3	2			5						18
9:00~10:00				7	7	2	8			10	1	2			3	3	1	1		5						25
10:00~11:00				8	8	4	4			8		2	1		3	7	2			9						28
11:00~12:00				7	7	8	4	1		13	4	1	1		6	5	3	2		10						36
12:00~13:00				6	6	3	4	3	1	11	1				1	2	2	1		5						23
13:00~14:00				7	7	2	6	3		11	1		1		2	5	2	2		9						29
14:00~15:00				9	9	4	5	4	1	14	1		3		4	4	3	1		8						35
15:00~16:00				5	5	4	5	5		14	1		2		3	1	2	1		4						26
16:00~17:15				9	9	9	5	2	1	17	6	2			8	6	3	2		11						45
合計				165	165	150	131	66	6	353	51	30	13	1	142	122	84	33	2	241						901